

尚泰請封問題と琉仏約条：一八五五年・一八五六年におけるフランス人逗留問題から

伊藤, 陽寿

---

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

43

(開始ページ / Start Page)

167

(終了ページ / End Page)

208

(発行年 / Year)

2016-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012795>

## 尚泰請封問題と琉仏約条

—一八五五年・一八五六年におけるフランス人逗留問題から—

伊藤 陽 寿

### はじめに

アヘン戦争による中国の開港を背景に、一八四〇年代以降、琉球には宣教や通商といった明確な目的を持った西洋船が多数来航するようになった。特に一八四四年には、フランス船の来琉とフランス人の逗留が発生した。これを契機として、以後一八六〇年代までの約二〇年間に琉球では異国人の逗留が恒常的になされたために、琉球では一八四四年のこの事件を「辰年の異国一件」として長く記憶することとなる。<sup>1</sup>

いつぼうで、王府が異国人逗留問題に腐心していた一八四八年には、数え年六歳の世子、尚泰が即位した。<sup>2</sup> 幼少の段階で国内での即位を果たした尚泰だが、<sup>3</sup> 琉球国王として対外的に認可されるために

は、中国の冊封を受ける必要があつた。しかし中国の兵乱（太平天国の乱：一八五〇～一八六四年、第二次アヘン戦争：一八五七～一八六〇年）などを理由に、冊封使が来琉を果たし冊封が行われたのは一八六六年であつた。

尚泰の冊封が行われなかつた約二〇年間に琉球は、一八五四年にアメリカ、一八五五年にフランスとそれぞれ「約条」<sup>4</sup>を結ぶこととなる。約条調印によつて、これまでは一時的な措置に過ぎなかつた寄港や海難救助などの点において変更を余儀なくされることで、琉球は異国人に対し従来とは異なつた対応を迫られることとなる。<sup>5</sup>殊にフランスとの約条は、琉球においてフランス人の居住権を恒常的に認めねばならないという条項を含んでいたため、琉球は約条を締結することで冊封儀礼挙行の際にフランス人の介入を蒙る可能性を想定せねばならなくなつた。こうした背景から、冊封を清朝に請う行為である請封をいつ実施するかという議論が、中国の政情とフランス人逗留問題を主題として行われることになつたのである。

尚泰請封とフランス人逗留問題の関連については、尚泰幼年や異国船の度重なる来琉、そして異国人の琉球逗留が尚泰冊封長期化の原因であると戦前に眞境名安興氏が説明して以来、<sup>6</sup>統合的に論じられることはなく現在に至るまで両者は切り離されて論じられてきた。

他方、西里喜行氏は近年一般公開された『尚家文書』所収の「僉議」〔王府中枢からの諸役人へ請封についての下問とそれに対する議論を掲載した文書〕にある冊封を中国に請求する「請封」の議論につ

いて詳細な分析を加え、琉球側が冊封使を来琉させて冊封儀礼を行う「頒封」という形式にこだわったために請封決定には中国側の政情が大きく影響し冊封実施が長期化したことを明らかにした。<sup>7</sup>しかし、「僉議」の中で同時に議論されている異国人の逗留問題については、西里氏は踏み込んで議論をしていない。

また、琉球に逗留した異国人については、「辰年の異国一件」の際に琉球に逗留したフォルカードをはじめ、宣教目的で来琉したベッテルハイムについてなど、同時代資料や多くの研究が存在する。<sup>8</sup>琉仏関係でも、琉球を日本との条約締結や通商のための橋頭保とするためなどによるフランス艦隊の来琉やその意図、<sup>9</sup>琉球「開国」に関する日本や中国の意向など、<sup>10</sup>様々な点において明らかにされている。しかし研究の大半は一八四〇年代に限られ、一八五〇年代を連続的に論じたものは少ない。

一八五〇年代については各約条締結について注目されてきたが、それらは日本の修好条約締結に関連して論じられたものや、<sup>11</sup>条約それ自体や条文の性格に関するもの、<sup>12</sup>条文に対する琉球王府や薩摩の反応について論じたもの<sup>13</sup>が中心であり、約条を個別に検討したものとしては、唯一アメリカとの約条（琉米約条）<sup>14</sup>について扱った岡部敏和氏の論考が存在するのみであると言える。

以上から、本稿では請封の議論と並行してなされた、異国人、取り分けフランス人の逗留問題に迫ることで、一八四〇年代から問題化していたフランス人の逗留や、請封議論の最中に起こった琉球とフランスとの約条（CONVENTION ENTRE LA FRANCE ET LES ILES LIOU-CHOU）<sup>15</sup>以下、琉

仏約条とする）締結が尚泰請封にどのような影響を及ぼしたのか。また、それらに対する解決がどのような方策のもとに模索されたのかを、約条が締結された一八五五年から翌五六年を中心に見ていく。なお、年号は便宜上西暦を使用するが、必要がある場合のみ中国暦を併記する。また、月日を示す場合には陰暦にて示すことにする。

### 一 請封を行う時期——三回忌明け翌年請封の慣例

尚泰以前から、請封の時期決定には一定の慣習が存在した。明代においては基本的に先王の逝去を報告する「報喪」と同時に請封が行われたが、清代では、報喪から請封まで大体三〜四年のスパンで行われている<sup>(16)</sup>。「表1」<sup>(16)</sup>。なぜ三〜四年のスパンかということは、尚温冊封に対する請封の時期を薩摩側に陳情した次の口上覚から明らかにできる<sup>(17)</sup>。

【表1】清代における琉球国王の即位・請封・冊封年

国王(生年)	即位年	前国王 逝去年	請封年	中国(福建布政司)への 前国王の報喪から請封 まで(足かけ年)	冊封年	請封から 冊封まで (年)	備考
尚質 (1629)	順治5 (1648)	崇禎13 (1640)	*	*	康熙2 (1663)	*	前世子尚賢冊封前に逝去(在位…1641) 1647、明清王朝交替期 *清朝への投誠が請封と見なされる。(歴代寶案) 1・03・07文書
尚貞 (1645)	康熙8 (1669)	康熙7 (1668)	康熙19 (1680)	康熙8—19 (11)	康熙22 (1683)	*3	1680…王朝交替動乱期 1680年代…清朝の平和 *冊封使派遣(頒封)議論による
尚敬 (1700)	康熙52 (1713)	康熙48 (1709)	康熙55 (1716)	康熙50—55 (*6)	康熙58 (1719)	3	前世子尚益、冊封前に逝去(在位…1710) 1712 *康熙54年は接貢の年。
尚穆 (1739)	乾隆17 (1752)	乾隆16 (1751)	乾隆19 (1754)	乾隆16—19 (4)	乾隆21 (1756)	2	
尚温 (1784)	乾隆60 (1795)	乾隆59 (1794)	嘉慶3 (1798)	乾隆59—嘉慶3 (*5)	嘉慶5 (1800)	2	乾隆60年に乾隆帝の太上皇帝即位(万寿聖典、嘉慶帝即位) *嘉慶二年は接貢の年。
尚灝 (1787)	嘉慶9 (1804)	嘉慶7 (1802)	嘉慶11 (1806)	嘉慶9—11 (3)	嘉慶13 (1808)	2	前世子尚成、冊封前に逝去(在位…1803)
尚育 (1813)	道光15 (1835)	道光14 (1834)	道光16 (1836)	道光14—16 (3)	道光18 (1838)	2	
尚泰 (1843)	道光28 (1848)	道光27 (1847)	同治3 (1864)	道光28—*同治3 (16)	同治5 (1866)	2	*ただし請封受諾の裁可が下りたのは同治4年6月

【歴代寶案】(校訂本第1冊、沖縄県教育委員会、1992年)、『中山世譜』(琉球史料叢書第4巻 東京美術、1972年)、『蔡氏家譜抄』(那覇市史)資料編第一巻六、家譜資料二(上) 赤嶺誠紀「大航海時代の琉球」(沖縄タイムス社、1988年)を参考に作成。年号は中国暦(西暦)の順に示した。

繼目付ては、先規の通、先国王三年喪相晴候得ば封王の使者申請候唐の格式故、来辰年三年回忌相済候間、来々巳年、請封の願申越筈候得共、其節は接貢期ニて候故、翌々午年進貢使を以右の願申越、未接貢船より封王使迎の大夫差渡、翌申年渡来有之手当御座候。

この史料は、先国王である尚穆について中国の格式を照らし合わせたものである。よって、来辰年は尚穆逝去後三年目の一七八四年を指し、翌々午年とは一七八六年を指している。つまり、先例のとおりに中国の格式を意識し尚穆の三年の喪が明けた翌年、すなわち尚温の際は一七八五年に請封を行なおうとしたが、この年は接貢期に当たっていたため、さらにその翌年の進貢期である一七八六年を待つて請封を行なうことになったのである<sup>18)</sup>。

ここから、中国の格式に従い、請封の願いは数え年で先王の三回忌明けの翌年かさらにその翌年、すなわち先王逝去後三・四年のうちに請封を行うということが、琉球側に慣例として意識されていたことがわかる。

尚泰の場合、先王である尚育の報喪を行なったのが一八四八年であるため、慣例を意識すれば、琉球内部では一八五〇（道光三〇）年頃に請封について意識されてよいはずである。次にこの点を考察する。

## 二 尚泰請封と「御先例」

一八五〇（道光三〇）年二月、王府中枢では咸豊帝即位の慶賀使派遣のために王舅の夏超群をはじめ、正議大夫毛有増以下の随行員たちが拜命を受けた。拜命後、諸祈願・鉄砲稽古・誓詞などを経て、同年九月に乗船するに至った。<sup>(19)</sup>乗船の際に、使節が中国にて官人達から請封について尋ねられた時は、次のように答えるよう口達<sup>(20)</sup>が下った。

口達

清封御願<sup>マツ</sup>之儀、御先代より之御振合通、御成人之御時分御願被仰上筈候、渡唐之上、右一件若官人衆より御尋も御座候ハ、右之品者何分□□□

上様当年御八歳御幼少之御事候付、今程御式向儀御執行難被為叶、兎角御先例を以御成長之上□□願被仰上筈之趣、御都合能様御返答可被申上候、為心得此旨申達候、以上、

戌 九月十五日

池城親方

座喜味親方

国吉親方

浦添親方

これによると、請封については先代からの慣例の通り成人に達した際にお願ひするはずなので、もし渡唐の使者が中国において官人衆に尋ねられた場合は、「上様は今年八歳という幼少の身であるため、今はまだ冊封の儀式を執り行えない。なので先代までの御先例に従い成人した段階で請封を行う。」と上手く返答をするように申し付けているのがわかる。「御先例」とあることから、歴代の国王にも成人した段階、すなわち元服の段階で請封を行うという慣例が守られていたはずである。【表1】によると、確かに元服以前に請封を行なった例はない。注目すべきは尚温だが、彼の場合は三年忌明けの翌々年がまさに元服の年に当たるため、かろうじてセーフである。

ここで注目すべきは、尚泰以前において幼年を理由に請封が先送りされた例自体が存在しないという事実である。ここから、幼年を理由とした請封の先送りは尚泰が初めてであり、歴代の国王は、三年忌明け以後かつ元服の段階で請封を行なうという二つの条件を全員が満たしていたことが判明する。逆に言えば、尚育まで二つの条件は取り分けて認識されることはなかったが、尚泰に至って条件が満たし得なくなつたことで、初めて御先例としてこれら二つの条件が意識化されたのであろう。そしてその結果、先王三年忌明けにやって来た慶賀使が慣例として請封を行うだろうと予測している中国側の官人衆に対し、国王幼年につき元服頃の請封というもう一つの条件が整つてから請封を行うという琉球側の意向を進貢時に申し述べねばならなかったのである。元服が薩摩によって即位の許可を得るために重要な指針となつたことはすでに指摘されているが、この事例からは、中国王朝に請封を行う

時期の指針として元服が意識されていたことが見て取れる。つまりここから、元服は日本・中国双方に王位継承の認知を受ける一つの段階であると言えるのである。

以上から、尚泰冊封の時期について先行研究では、一八五八年に冊封を行うという内定が一八五四年にはなされていたとされるが、<sup>22</sup>具体的には、内定は御先例の遵守が決定された一八五〇（道光三〇）年にはなされていたと見るべきであろう。<sup>23</sup>冊封年の二年前に請封を行う慣例のため、後述するように、一八五五（咸豊五）年には一八五六（咸豊六）年の請封実施について議論されている。一八五八（咸豊八）年に冊封を予定したのは、尚泰の元服が一八五七（咸豊七）年であるため、<sup>24</sup>元服の前後の年に請封と冊封を予定し執り行うためであったと考えられる。

このように、一八五八年を冊封年として決定した背景には、一八五七年における尚泰の元服が大きく影響した。逆に言えば、元服を請封実行のための不可欠な条件と位置付けた一八五〇年の段階で、請封実行は一八五六年以前は不可能であり、そのために冊封までの期間が長期化することがすでに琉球内部で織り込み済みだったと考えられる。そして皮肉にも、御先例を重視し請封をひかえた一八五〇年頃に勃発した中国の兵乱が、冊封の長期化に輪をかけることになるのである。

### 三 一八五五年九月における請封議論

一八五〇年頃から始まった中国の兵乱（太平天国の乱…一八五〇～一八六四年）が勢力を拡大させて北上したことにより、琉球側進貢使における北京への進貢が一八五四年頃から支障をきたし始める。西里氏によると、特に一八五四年、一八五六年、一八五八年には北京へ上京出来ない程に戦況が悪化したために、琉球ではこの戦況下で請封を行うべきかどうかの議論がなされた<sup>(25)</sup>とされる。ここでは、一八五四年の状況を受け、琉仏約条締結の直前に当たる一八五五年九月に行われた請封の議論を見て行こう。

一八五五年九月には、中国側の状況と、当時琉球に逗留していた異国人（イギリス人のモートンやフランス人のジラルル・メルメ・フュレ）の現状を加味しながら、翌年に迫った請封について下問がなされている。<sup>(26)</sup>

来午年封王使被遊御招請候御賦ニ而、先達而及御伺御手当等被仰付事候処、当時唐兵乱、去年進貢御使者上京茂差支居候由、今通之御振合を以弥午年御差究、来年請封御願被仰上可相濟哉、且当時夷人等逗留・夷船茂繁々渡来ニ付而者、午年封王使御申請御差障二者罷成間敷哉、且右御願暫ク御見合相成候方ニ茂可有之哉、

これによると、午年、すなわち一八五八年の冊封実施に向けて以前から準備を進めているが、中国が兵乱状態になり、かつ去年は進貢使が上京出来ない状態にあったわけだが、<sup>27</sup>それでも状況をみながら冊封実施を一八五八年と決定するため、来年請封を済ませるべきであろうか。また、現在は異国人が逗留し異国船もしばしば渡来するような有様なので、一八五八年の冊封申請への差し障りになるのではないか。よって請封についてもしばらくは見合わせるべきなのではないかとある。中国の兵乱と異国人の逗留、さらには異国船の来琉を考慮し、翌年の請封を見合わせるほうが良いかというのが下問の概要である。

この請封見合わせの意見については、久米村方や異国係方の間で意見が分かれ一致した見解には至らなかった。

まず【表2】から中国側への両所の意見を見てみると、異国係方は勅封（領封）を避けるために兵乱が鎮まってから請封を行うべきだとし、一方の久米村方は請封の準備を進めつつ中国側の都合に合わせるとしている。これについては西里氏も論究しており、異国係方のこうした意見は、福州で勅書を受け取って冊封を済ませる領封を避け、先例通り琉球に冊封使を派遣して冊封儀礼を行う領封という形式を中国側に決定させることを重視しているのである。<sup>28</sup>そして、王府中枢もまた、最終的にこの意見を採用している。

もう一つの懸念事項である異国人の逗留については、両所の意見が分かれた。久米村方の異国人逗留中に冊封儀式を行う場合でも臨機応変に対応すれば良いとする意見に対し、異国係方は、冊封の儀式を異国人たちに見られる可能性があるため、儀式の重要性から考えても一八五六年の請封は見合わせるべきだとしている。見合わせた請封の年期については中国側と相談のうえで決定し、延期の理由を中国側に問われた際には中国の兵乱や琉球の異国人逗留であると正直に述べ、琉球逗留中の異国人の不作法を訴えるべきだとしている。異国係方の意見が、異国人逗留の現状をこれまでと同様に中国を巻き込むかたちで解決しようとしているのがわかる。だが、この時にはまだ中国を巻き込むための具体的な方策は講じられていないことに留意しておきたい。

では、久米村方と異国係方の意見を参考にし、最終的に王府中枢に採用されることになる表十五人の意見を見てみよう。まず請封<sup>(29)</sup>については、

封王使御申請之儀無此上御大典、於天朝茂藩国之御封爵格別成御規ニ而可有御座、殊更此程御幼年付、年期茂御先例ノ格別為被召延置御事ニ而、弥兼而御内定通来年請封御願被仰上候、

とあるように、請封は格別な儀式のうえに中国も冊封をそのように見なしている。しかも、今回に関しては尚泰の幼年即位ということで御先例により冊封の年期も格段に延びてしまったため、かねて

からの内定通りに請封をしたいところであると考えていた。しかし、久米村方と異国係方から出された意見を吟味し、最終的には次のような決断に至った。<sup>30)</sup>

封王使御申談之儀、今暫御見合、唐太平相成候ハ、夷人等御取扱向茂嚴重ニ可被仰付様ニ而、其時者大唐之御威光を以逗留夷人等引払候哉、又者制方茂何角いたし安御往例通御首尾能可被為整与奉存候、尤年期被召延候儀ニ付官人衆より御尋等有之候ハ、右通当時御当地御差障之御訳合ニ而御見合被成候段、御申請相成御都合可仕哉与吟味仕候、

ここから、請封についてはしばらく見合わせことになったこと、そして中国が平和になった際にはこれまでのように中国の「御威光」でもって逗留中の異国人達を引き払わせられるであろうこと、さらに、もし冊封年期が延びたことについて中国側の官人たちに尋ねられたら琉球側の事情ではなく現在の中国を取り巻く諸事情により見合わせていた旨を伝えるべきとされたことがわかる。

当該期は、中国では太平天国軍が一八五三年に南京を占領後、北京を目指して侵攻する「北伐」のさなかにあるなど、軍の勢いをもっとも大きかった時期に当たる。<sup>31)</sup> いっぽう琉球でも、合計四人の異国人が存在すると同時にクリミア戦争などの影響で英仏米船籍のみならずロシア船籍などの異国船まで来琉するという事態も発生していた。<sup>32)</sup> 琉中におけるこうした政情を吟味した表十五人は、中国への

対応は久米村方と異国係方の折衷案を、そして琉球側の異国人逗留に対しては、専ら中国の力をあてにした異国人退去案を異国係方の意見から採用したのである。勅封になる危険性を冒して請封を行い、冊封使が来琉した際異国人に臨機応変に対処する方法よりも、勅封のリスクを確実に回避し、中国側を頼りつつ異国人を退去させ冊封を行うという方法が採用されたことで請封の見合わせが決定したのである。

勅封のリスク回避と同時に中国を頼り異国人の退去を図ろうとしたことが、議論の中で中国の兵乱が争点となった理由であることがわかる。

〔表2〕 1855年と1856年の下問（僉議）と各所における下問への回答概略

1855（卯）年		
僉議		
②	①	1858（午）年に冊封を予定しているが
現在、英仏人たちが琉球に逗留し異国船もしばしば琉球にやって来ので、午年の冊封に差し障らないだろうか。しばらく延期した方がよいのではなからうか。	現在中国では兵乱が起こり、進貢使たちが上京できずに立ち往生しているが、それでも来年請封を行うべきか。	
1856（辰）年		
僉議		
②	①	午年に行う予定であった請封を、去年は中国の兵乱と英仏人の逗留にて延期したが、
琉仏約条締結により仏人たちが住家を作り逗留させたために、これを理由に請封をいつまでも見合わせる事が出来なくなった。よって、彼らが逗留しても冊封儀礼の際に差し障りにならない方法はあるか。	中国の兵乱はまだ鎮まっていないが、去年の進貢使が無事に上京出来たので、請封を願う中国側の都合を伺うべきか。また、請封はいつ頃がよいか。	中国の兵乱はまだ鎮まっていないが、去年の進貢使が無事に上京出来たので、請封を願う中国側の都合を伺うべきか。また、請封はいつ頃がよいか。

①：中国に関する案件 ②：国内（逗留フランス人）に関する案件

異国係方			表十五人				
備考	結論↓ 延期	②	①↓ 兵乱 平定後	備考	結論↓ 延期 (採用)	②	①↓ 延期
英仏人に見られる可能性がある。	冊封は国家の大典で①を重視する見方から、中国の兵乱が収まるまでは延期すべきである。兵乱が鎮まったら請封を頼み、その時に英仏人の不作法も訴えるべき。	冊封は国家の大典で①を重視する見方から、中国の兵乱が収まるまでは延期すべきである。兵乱が鎮まったら請封を頼み、その時に英仏人の不作法も訴えるべき。	去年の進貢使が上京できず福州で貢物を手渡ししたということから、請封しても冊封使を派遣してもらえず福州で勅封になる可能性がある。これは最も重大なことなので、兵乱が鎮まってから請封すべき。	請封の年期を延期したことを中国側に問われたら、中国側の状況を見て見合わせたと言うべき。	①・②より異国係の意見も汲むと、中国での兵乱が収まれば中国に言って英仏人を追い払ってもらえるので、それまでは延期すべきである。	これまででは当座の状況判断で対処してきたが、冊封儀礼に関しては英仏人に見られてしまう可能性がある。	久米村・異国係の意見から、冊封の形式が勅封になる可能性がある。請封は延期すべき。

琉仏約条締結

異国係方			表十五人		
②↓ 可 (臨機応変 に対応)	①↓ 申年冊封	備考	結論↓ 申年冊封 (採用)	②↓ 儀式中 臨機応変 に対応	①↓ 請封可
フランス船が来琉した際に逗留英仏人についてかけ合い帰国を促すか、それすらも聞き入れられない場合はどうしようもないので、冊封儀式時の徘徊を禁止するなど、臨機応変に対応すべき。	進貢使の上京が示すように本場に兵乱が鎮まってきたら、大典のため早々に行うべき。申年の冊封を目指す。	異国係中、久米村中、王子中、按司中それぞれの意見を参照にしてからの回答。	もはや②については構っていられないので請封すべき。冊封を1860(申)年に行うため、1858(午)年に請封する。	もはや約条を結んでしまい住家まで作っているのだから、英仏人たちが早々に引き取る気配はない。よって請封を行い、儀式中になにか差し障りがあったら臨機応変に対応すべき。	去年の進貢使が無事に上京出来たことで、兵乱はまだ鎮まっていないが、鎮まりつつあると思われるので請封しても差し障りない。

		久米村方	
		②↓可 (臨機応変 に対応)	①↓中国 側判断
		たとえ冊封使がやって来て、その時は臨機応変に対応すれば良いので問題はない。	中国にいる人間達に相談し、請封するかどうかは中国側の判断に任せる。
親方中		王子中	按司中
②可↓ 臨機応変 に対応	①↓ 申年冊封	特使・進貢 使の帰国 を待つて 申年冊封	備考
冊封儀式の際に徘徊しないなどの通達をしておけば、冊封の際には冊封使もいることだし言うことをきくであろう。もし聞かない場合は臨機応変に対応すべきである。	私人逗留のためにいつまでも冊封を見合わせていたら中国に申し訳がたたないうえ、去年の進貢使上京が叶ったことから、申年冊封、午年請封を目指すべきである。	早めに行うべきであるが、今年の特使派遣があるの で請封をしようとする中国が迷惑するかもしれない。 申年冊封の準備を進め、特使や進貢使の帰国を待つ て請封を考える。	備考 ②↓延期 (4、5年) 冊封使来琉や儀式の際に私人が騒動を起こしたり、 国王に対面させると言ってくる可能性があるの で、 4・5年は冊封を見合わせるべき。 中国側へは「不意之御差障」(琉仏約条締結による私人の恒常的逗留)によりやむを得ず延期すると言 うべき。
		久米村方	
		備考	①↓当年 でも可、し かし②と兼 ね合いから 申年冊封
		評価物が私人に知れては大変なので、嚴重に取り締まる。	去年の進貢使の上京が叶ったために請封を今年行なっても良いが、私人逗留の件と請封を同時にする と中国の都合が合わなくなる可能性があるの で、冊封を申年に行うために午年に請封すべきである。

那覇市歴史博物館蔵「尚家文書」所収「十四僉議」(文書No.4443142左丁)、「十七僉議」(No.44487No.4459右丁)から筆者が作成。

#### 四 異国人逗留問題と中国——午年の方策

ではなぜ、王府はフランス人退去には中国の協力が必要であると考えていたのだろうか。

一八四〇年代には、中国のアヘン戦争敗北とそれに伴う西洋との条約締結の影響により、琉球に異国船が多く来航するようになる。これ以前にも異国船が琉球に来航することはあったが、宣教活動と交易とを明確な目標としてやって来るようになるのが一八四〇年代以後の特徴である。

なかでもフランスは、「辰年の異国一件」の時から、いずれは日本政府との協定を目論んだ修好や交易といった明確な目標のもとに琉球に迫り、多くの宣教師達を長年に渡り琉球に逗留させることになる。<sup>(33)</sup>さらに、一八四六年には大総兵を率いて琉球に条約の締結を迫るが、琉球側の拒否や本国の命により断念、再来琉を約束し宣教師ル・テウルデュを逗留させたうえで琉球を離れたのである。<sup>(34)</sup>

「辰年の異国一件」の時には、すでに王府は薩摩とのあいだで中国に救援を求めるかどうかの議論を行っていた。当初は並行文書である咨文を介しての事態の報告という形で中国に救援を促すも、<sup>(35)</sup>事態の改善が見られず、翌年の一八四五年には正式な救援要請の方法である中国への特使派遣による嘆願が企図された。<sup>(37)</sup>

「辰年の異国一件」の際、琉球は自分たちの頭越しになされるかもしれないぬ中国と西洋諸国とのやり取りを恐れ、「密咨」という形で中国へ報告することになった。しかし大総兵来琉については、強大な軍

事力を持った大総兵がフランス本国からの勅命により条約締結を迫って来琉すると解釈したため、福州への報告という形ではなく、国家的危機に直面したという意味での国家を挙げての救援要請として北京へ特使を派遣することを画策したと考えられる。

一八四六年に大総兵が来琉すると、在番奉行の平田善太夫との相談のうえで特使派遣による中国への救援要請が実行に移される。<sup>39</sup> その一方で、琉球の意を汲み取り中国側も「辰年の異国一件」について広東のフランス特使ラグルネと協議を行なっていた。だがそれにもかかわらず、それまで一向に成果が上がらないでいたのである。<sup>40</sup>

ところが、琉球が中国に救援要請を出した直後、偶然にも大総兵は退去、さらに大総兵が逗留させたル・テウルデュも、二年後の一八四八年には琉球を退去することになった。前述したように、大総兵は本国の命による退去のため中国とは特に関係しない。しかしル・テウルデュについては、中国とフランスとの協議による成果であった。ともあれ、「報告」や特使派遣というかたちで中国に救援要請を出した琉球の願いは叶えられたのである。

幸運にも大総兵を退去させ、さらに中国とフランスとの協議によりル・テウルデュの退去にも成功した琉球では、これを中国の「声教」による実現とみなした。<sup>41</sup> こうして琉球では、大総兵の偶然的退去、さらにはル・テウルデュの退去を異国人（フランス人）退去の先例とすることで、以後一八五〇年代にかけて異国人の退去には中国の「声教」に期待をかけ、中国への協力を求めるようになるので

ある。<sup>(42)</sup> なお異国人退去について中国に期待をかけたのは、琉球だけではなく薩摩や幕府も同様であった。<sup>(43)</sup>

一八四六年の大総兵来琉に際して実行された特使派遣による中国への救援要請は、一八四八年にル・ティルデュの退去を実現させた（以後、本稿ではこのことを、一八四六年に因み「午年の方策」と呼ぶことにする）。「辰年の異国一件」の際に行われた密咨による中国への報告という方法が、これ以後はすべて特使の派遣という形で処理されるようになる点、こうした大総兵の退去や「午年の方策」の成功により、琉球・薩摩・幕府のあいだで中国に期待をかけるということが琉球の逗留異国人を退去させられる方法であるとみなされるようになったのではないかと考えられる。

フランス人の逗留が義務化されていない一八五五年の段階ではまだ中国を頼るための具体的な方策を打ち出すまでには至らなかったが、逗留が義務化する琉仏約条締結後は、「午年の方策」を倣い特使派遣が議論されるようになる。

## 五 琉仏約条の締結

請封見合わせが決定した約一ヶ月後の一八五五年十月には、琉仏約条が締結される。条項は次の全十一カ条であった。

- ① 両国人民の友好、商品の自由購入の保障。
- ② 土地・家屋・船舶の借用。及び石炭貯蔵所などフランスの施設についての保障。仏人の居留地・家屋・船舶の適宜保全。
- ③ 船舶において必要な材木や用水の公正価格での取引の保障。
- ④ フランス船難破の際の人命救助や荷物の保護。
- ⑤ 仏人の自由歩行。尾行人の禁止。
- ⑥ 泊仏人墓地の保障。
- ⑦ 那覇出入港時のフランス船の安全保障。
- ⑧ 那覇入港時の薪水規定。
- ⑨ 逃走した仏人水主や仏人に暴行を加えた琉球人に対する非保護。
- ⑩ 違法者に対する相互法による罰則。
- ⑪ フランス船遭難時の保護規定。

フランスとの約条は、フランス側の武力によってなかば強引に調印がなされた。<sup>44</sup> 皇帝の諭旨を携えたフランスに対し琉球側は調印を拒み続けるのだが、六回にわたる交渉の末についてフランス側が激怒、琉球側に銃剣を突きつけての調印となったのである。

琉球側がこれ程までに調印に抵抗したのには理由があった。それは、約条中のある条項が国法に反するものであったため、受け入れるわけにはいかなかったからである。王府は約条調印について、先年に結ばれた琉米約条と比較して次のように認識していた。<sup>(15)</sup>

亜国ヶ條書より格段重、住家造立、又者蜜錢紙・襖錢・日料品売買之儀先様何様御難題之程茂難計、就而者右之形行唐江御届不被仰上候而相叶間敷（後略）、

王府は、琉仏約条は住家を建てたり日常品が売買されるといふ点で前年に結ばれたアメリカのものよりも「格段に重い」ため、中国へ事の詳細を報告せねばならないとした。琉仏約条調印の際に争点となったのは、第二条に当たる「土地・家屋・船舶の借用」であった。この条項を認めてしまえば、異国人、特にフランス人の琉球逗留を公認したことになり、フランス人の琉球逗留が常態化することを意味する。ちなみにこの条項は、琉米約条や一八五九年に締結される琉蘭約条には存在しないものであるうえ、アメリカなどはそもそも最初からこの条項を盛り込むつもりはなかった。<sup>(16)</sup> 琉米約条を調印した際、王府はこの約条により異国船への対応を義務付けられることとなったが、<sup>(17)</sup> 琉球では以前から異国船への処置を国役として行なっていたため、約条締結はこれらの処置が義務化するだけの話であった。そのため、琉球は琉米約条締結がこれまでの異国船処置に比べ何ら変わるものではないと認

識していたのである。<sup>48)</sup>

また王府は、「辰年の異国一件」の時から、家屋を貸し住ませ長く逗留されることは国家の法度に触れるとし、フランス人の逗留を拒否し続けてきた。<sup>49)</sup> また、このことについて薩摩からも、異国人が那覇に官舎を建てようとした際には琉球側で禁止し、どうしても聞かない場合は琉球側で官舎を建て異国人たちには決して建てさせてはならない旨の意見が出されてもいた。<sup>50)</sup> つまり、第二条それ自体を認めることが、一八四四年以来、琉球・薩摩双方で意識されてきた禁止規定を破ることに他ならなかったのである。琉米約条よりも「格段に重い」とされたのは、琉仏約条の締結ではなく、あくまで第二条の存在であったことに留意すべきであろう。<sup>51)</sup>

## 六 特使派遣と一八五六年の請封議論

琉仏約条が締結された時、王府が琉仏約条が琉米約条に比べ「格段に重い」と認識し、中国へ事の詳細を報告せねばならないとしたことは前述した。このことについて、さらに次のように統括している。<sup>52)</sup>

猶又右通提督渡来押々約條書江印押させ請取、抑以前之形行与者礮与相替、底意深相見得候付而者、此涯いつれ之筋右之形行御届被仰上御当国不立行候訳合細々御申述、仏人無事為列帰候様勅

論被成下度趣御願被仰立可宜与吟味仕候、

つまり、以前とはまったく事情が変わってしまつたうえ、フランス人が考えていることも良くわかつてきたので、このままでは立ちいかなくなるだろうということを中国側に細かく伝えたいのでフランス人が退去するよう皇帝に勅諭を下してもらうのがよろしいのではないかと結論を出したのである。ここから、王府がフランス人を琉球から退去させるには全面的に中国側に依存せねばならないと考えていることがわかる。こうして、琉仏約条調印二カ月後の一八五五年十二月、王府はフランス人退去を実現するため、中国に特使を派遣するかどうかの中間を行う。王府役人のなかには中国の政情などを重視し特使派遣を行うべきではないという意見もあつたが、福州での官人の尋問や中国の法令を意識したうえで、一八五六年の秋に特使派遣が決定した。琉球は中国の藩国であるのだから、問題解決のためには中国の指図を受けねばならない。中国からフランスへ勅諭を下してそのことを伝えれば、中国大陆にいる異国人たちもそれを噂に聞きフランスのように琉球に狼藉を働くこともなくなるだろうとされたことや、中国が兵乱中とは言え小国である琉球の力でもって交渉したところ<sup>53</sup>でいざれ立ち行かなくなるため、問題解決のためには中国の御威光を頼りにする他なく、中国もそれを知っているのだから、急に特使を派遣したところで不都合になることはないと考えられたこと<sup>54</sup>が、特使派遣の決定打となつた。これらから特使派遣の理由は、中国を頼りにすることをアピールしつつ、中国を

西洋諸国との交渉窓口にすることで逗留異国人問題を解決しかつ来琉する可能性のある異国人たちの動きを抑制できるとされた点にあったことが読み取れる。つまり王府は、特使を派遣することで最終的には「午年の方策」と同様の解決が図れると考えていたのである。

また一方で、一八五六年七月には請封使者派遣を左右する中国情報を持った接貢船の帰帆により、一度見合わせが決定した請封について王府は再度下問を行なった。<sup>55</sup>

至去年者唐兵乱盛ニ相成、御当地茂夷人逗留夷船茂繁々渡来有之、旁付暫御見合被仰付置候処、仏人等二者住家作調急々引取之模様不相見得候付而者、いつとなく御見合茂難被成、尤夷人逗留中御申請相成、不差障取計茂可有之哉、且又於唐茂兵乱于今不相鎮候得共、去年進貢御使者上京勅方首尾能為相濟段申越有之候間、請封御願越唐御都合可仕哉、又候御申請年期いつ比可宜哉、

前回は、中国の兵乱や琉球国内の英仏人の逗留、さらには異国船の来航によりしばらく請封願いを見合わせたが、フランス人達が住家を作り居座ってしまったために退去のめどが立たなくなつた。よつていつまでも請封を見合わせている訳にはいかなので、フランス人逗留中に請封願いをしてしまい逗留しているフランス人については冊封の時に至つてから差障りにならないよう対処するべきではないか。また、中国の兵乱はまだ鎮まらないとはいへ去年進貢使が無事に上京出来たという事実から請

封願いをした上で中国の都合に合わせるべきか、そうすると請封願いの時期はいつ頃がよいのかとあるように、この下問が琉仏約条締結によりフランス人退去のめどが立たなくなったことを争点としたものであることがわかる。

これについて各所では、逗留フランス人に対して冊封使の協力を得つつ臨機応変に対応すべきであるという意見が主流を占めた。その中で、久米村方、王子中、按司中は、一八五六年の秋に決定した特使の派遣を視野に入れて意見を述べている。

久米村方は、<sup>(36)</sup>

当年請封御願被仰上候而茂可宜候得共、今般之儀異国一件御願之御使者被御遣事二而、請封御願被仰上候而者御都合向不相叶茂可有御座哉与奉存候間、来午年請封御願被仰上、申年冠船御渡来被遊候様被仰付候而可宜与奉存候、

今年（一八五六年）請封しても良いが、今回は異国人退去の件について特使を派遣するため、請封のお願いまでしてしまつては都合が合わなくなると考えられる。よつて、来る午年（一八五八年）に請封し、申年（一八六〇年）に冠船を派遣し冊封していただくようにするのが宜しいと思われると述べている。つまり、特使と請封とが重なると不都合が生じるという理由で、請封は午年に延期し、申

年の冊封を目指すべきであるとしたのである。またこの意見からは、請封と特使派遣を同時には行えないという認識から、請封よりも特使の派遣を優先させねばならないという意思を読み取ることができ<sup>57</sup>る。

一方、王子中も、

仏人等押々住家作調候一件者六ヶ敷機先与相見得、至極及御世話王舅御使者御取仕立形行御届并夷人共引取させ候御願茂被仰上筈二而、此時節差合請封被御願越候而者唐御都合向如何可有之候間、此節者御願御差扣、来申年二年期御内定ニ而夫々御手当被仰付、王舅・進貢使帰帆之上唐之御模様御聞取、猶又夷人等幾向も深御察之上御願被仰立候方可然哉、

フランス人たちが強引に住家を作る件は難題なので、中国への報告ではこの上ない待遇である特使の派遣という形で行い、かつフランス人達の退去願いも行われるであろうことから、この時に請封を行なつては中国が迷惑だろう。なので、今回は請封を行わずに申年に（冊封の）年期を内定させて色々と準備を行い、特使や進貢使が帰国した段階で彼らに中国の様子を聞き、フランス人たちの意向も深く考えたうえで（請封の）願いをすべきではないだろうかとあるように、久米村方同様にフランス人を退去させられる可能性がある特使の派遣を優先し、請封を延期すべきだとしている。

また、逗留フランス人の動向に懸念を示している按司中も<sup>58)</sup>

夷人等自倂之者共制方逆茂不罷成候故、御下り又者御規式事等之砌、方々いすれ差障候儀茂可致出来哉、其上封王使御渡来之段、彼者本国迄相知、自然夷船多艘来着御規式拜見可致坏与申募候ハ、強暴者共理解を以茂不聞入積ニ而押々御規式拜見、上様奉拝上候儀共有之候而者、差当騷動迄ニ而無之後以何歟難題筋申懸御対顔之願等申立候而者、御迦方難被成至而御故障筋之儀可致出来哉、(中略)、右通異国之障有之候付而者今四五ヶ年程御見合被成候而何様可有御座哉、今般王舅御使者被差渡事ニ而弥御願詮立夷人引取候ハ、別而御仕合之御事、

フランス人の統制が出来ず、(国王が冊封儀式のために那覇に)御下りになる時や冊封儀式の際に方々で差し障りが起こるのではないか。そのうえ、冊封使が来琉することがフランス本国まで知れ渡り多くの異国船が来琉して儀式を見物するような事態になったならば、凶暴な輩共が聞き入れることなどなく強引に儀式を見物するだろう。国王様をそこで見ようものなら、差し当たっては騒動にならずともなんらかの言いがかりをつけて国王様との対面を要求してくるかもしれない。そうなつては対処する術もなく、大問題となるのではないか。こうした異国人による問題のため、四・五年(請封を)見合わせる以外どのようにすれば良いというのだろうか。今回の特使の派遣によりフランス人が退去

してくれば大変喜ばしいことだとして、久米村方や王子中同様に特使派遣によるフランス人逗留問題の解決に期待を示すことで四・五年請封を見合わせるべきとしているのがわかる。以上から、久米村方・王子中・按司中がそれぞれ請封の年を午年や四・五年後としているのは少なからず特使の派遣を意識してのことであることが読み取れる。

各所の応答の結果、表十五人は按司中の四・五年請封を見合わせるという意見を退けるも、久米村方や王子中による意見を採用し午年に請封を行なうべきとした。ただ、表十五人が午年の請封を決定したのは、「無此上御大典」である冊封を早々に済ませる必要があるからとあり、特使59の派遣を優先させた訳ではない。むしろ表十五人は、特使の派遣への言及を意図的に避けた。このため、特使の働きについて取り分け期待を寄せているわけでもないようにも見受けられるが、ともあれ一八五六年の請封延期、ひいては午年という時期の設定には、七月に帰帆した接貢船の中国情報と同時に、各所による一八五六年秋に決定していた特使派遣への期待が決定を大きく左右したと言うことができよう。

「午年の方策」の成功に倣い中国に特使を派遣するということは、とりもなおさず、フランス人退去問題に対する具体的な方策となり得た。言い換えれば、国内の問題であるはずのフランス人退去問題を特使の派遣という方策により解決しようとすることで、この問題も請封と同様に外交の方策として解決を目指されることになったのである。そのために、この問題が請封と共に議論される時には、もっぱら中国の政情や都合が第一に懸念されねばならなくなるのである。一八五六年の請封は、特使

の派遣というフランス人逗留問題の方策と共に中国を頼るといふ点で表裏一体のものとなってしまった。それゆえに請封は、特使派遣、すなわちフランス人の逗留問題を優先する案のもとに午年まで延期されることとなったのである。

## 七 島津斉彬の意向と特使派遣の中止

ところが、一八五六年秋に決定されていた特使派遣はにわかに中止となった。それは、特使派遣の実施に、島津斉彬の意向が反映したからである。

一八五六年三月、琉仏約条締結を薩摩に報告する御侘使者として、渡名喜親方が上国、琉仏約条の調印を「不軽儀」という差し迫った文言で通達した。<sup>(60)</sup>ところが島津斉彬は、琉仏約条締結について「御不都合之訳無之」と返答した。<sup>(61)</sup>さらに同年八月、江戸にいた島津斉彬は、薩摩国許に「琉球へ残り居候異人を本国へ差返し方いたし度との願書等案文、是はそふも参間敷」と沙汰を下し、琉球からのフランス人退去に反対したのである。さらに、特使派遣が予定されている一八五六年秋に至っても、琉球へ斉彬からの返信が到着することはなかった。彼は当時、琉球を介したフランスとの通商を目論んでいたため、特使派遣が奏功することは彼にとつては意に反することだったのである。<sup>(63)</sup>こうした事態により、一八五六年秋に至り特使派遣が再び議論されることとなった。<sup>(64)</sup>

議論の争点は専ら薩摩からの返信と特使派遣の有無についてであった。すなわち、薩摩の返信を待たずに特使を派遣する、返信を待たずに特使を派遣すると後から問題が起こる可能性があるため、特使ではなく進貢使に救援要請をさせる、特使派遣を取り止める、ということが喫緊に議論されたのである。この結果、返信の意見を汲まずに特使を派遣するわけにはいかないと薩摩琉球館からの意見を汲むかたちで特使派遣は中止され、進貢使に救援要請を行わせることが決定したのである。<sup>65</sup>

## おわりに

国内の経済状況などの懸念を背景としつつ、一八五〇年頃から、請封は元服した世子が先王の三年忌明け以後に行われるという「御先例」が意識されるようになる。これにより、尚泰の場合も元服の時期をめどにした請封（それに伴う冊封）が目指されることになる。

だが尚泰の元服を二年後に控えた一八五五年には、予定されていた冊封が中国兵乱による勅封回避のために延期となった。

請封延期が決定して間もなく、琉仏約条が締結される。第二条の条文にある異国人逗留に関する条項の存在から、王府は約条の調印をこれまでとは事態が一変する「格段に重い」出来事として認識した。このことから、王府ではフランス人退去の実現に期待を込め中国への特使派遣が議論された。そ

の結果一八五六年秋に特使の派遣が決定、その影響から同年に実施が企図されていた請封が午年へと延ばされることとなった。しかし特使派遣もまた、島津斉彬の許可を得られなかったがために中止となったのである。

琉仏約条によりフランス人の自然退去が現実的ではなくなったことで、琉球では「午年の方策」で実現をみた中国への特使派遣という方法をもってフランス人逗留問題の解決が図られた。こうしてフランス人逗留問題も、請封同様に中国を頼るという外交的方策となったのである。これによって、以後の問題解決の争点はもっぱら逗留フランス人の動向と中国の政情となるが、前者の抜本的解決ためには後者を推し量らねばならず、そのために自ずと後者がより強調されるようになるのである。

また同時に、この後にはフランス人の逗留を前提として冊封使を琉球に呼ぶべきかという議論が行われるようになる。すなわち、冊封使来琉に伴って挙行される冊封儀礼や冊封使が持参する評価物を用いてフランス人の干渉から守るか、または守り得るかということが議論の主体となっていくのである。こうした冊封使招来という点においても、前提となるのはやはり中国の政情であった。それがために、琉仏約条締結により逗留フランス人問題が新たな局面を迎えたとはいえ、依然として中国の政情が議論の争点として第一義的な要因となるが多かったのである。こうした背景の下で、中国では太平天国の乱の動乱に加え、第二次アヘン戦争が勃発してしまう。琉球では、そうした中国の政情やフランス人の逗留を前提とするという逗留フランス人問題における新たな局面から請封の議論

が一八五八年と一八六〇年の二回に渡り行われることになるのであるが、これらについての具体的な内容の検討は今後の課題としたい。

## 追記

論考作成中に西里喜行「中琉関係史における尚泰の冊封問題（再論）——琉球側の対応を中心に——」（『南島史学』第七九・八〇合併号 南島史学会、二〇一三年）が出たが、本稿は当初、二〇一二年一月一〇日の南島史学会大会にて報告された西里喜行氏のレジユメ「中琉関係史における尚泰冊封問題（再論）——琉球側の対応を中心に」に多く依拠した。レジユメを提供していただいた麻生伸一氏に感謝申し上げる。

また、「尚家文書」閲覧の際には那覇市歴史博物館学芸員の川島淳氏には骨を折っていただいた。なお本稿は、二〇一二年に行われた早稲田大学文学学術院の紙屋敦之教授のゼミ「共同研究 一九世紀東アジアにおける外交的変容——尚泰冊封を事例として——」における報告書の論考（二〇一五年八月現在、未刊行）を大幅に加筆・修正したものである。本稿は、紙屋教授の適切な御指導やゼミ学生の皆さんの御指摘に多く依拠している。

以上、特筆すべき事柄としてここに記し皆様に御礼申し上げまする次第である。

【注】

(1) 異国人の逗留に関する問題（異国一件）が発生した辰年（一八四四年）として、琉球における様々な同時代史料に表記され言及されている。例えば、「福地家文書」（「那覇市」資料編第一巻十二 近世資料補遺・雑纂 那覇市役所、二〇〇四年 二四七頁）。

(2) 東恩納寛惇『尚泰侯実録』（『東恩納寛惇全集』第二巻、原書房、一九七一年）二四九～二五一頁。

(3) 尚泰即位の詳細については、麻生伸一「近世琉球における王位継承について―尚育王と尚泰王の即位を中心に―」（『東洋学報』第九五巻 第四号 二〇一四年）を参照。

(4) 先行研究では、「条約」「修好条約」などとされることが多く、近年では他に「約定」「協約」「協定」ともされるが、史料用語では「約条」「ヶ条書」、英文や仏文では CONVENTION とあることから、本稿でもこれらに依拠し琉球とフランス、琉球とアメリカの間で締結されたものを「約条」とする。なお一八五九年にオランダと締結されたものは「PRAKTAAT」とあり、アメリカやフランスとは違い当初から「条約」として捉えられていた可能性があるため、本稿では言及を避けることとする。

(5) 豊見山和行「琉球王国末期における対外関係―琉米・琉仏条約締結問題を中心に―」（『歴史評論』六〇三 校倉書房、二〇〇〇年）。

(6) 眞境名安興『沖繩二千年史』（琉球史料研究会、一九三三年）六一七頁。

(7) 西里喜行「中琉関係史における尚泰の冊封問題（再論）―琉球側の対応を中心に―」（『南島史学』第七九・八〇

合併号 南島史学会、二〇一三年。

(8) たとえば、フランシスク・マルナス『日本キリスト教復活史』みずず書房、一九八五年、照屋善彦『英宣教医 ベッテルハイム』人文書院、二〇〇四年など。

(9) 島尻克美「仏船来航事件」の概要と研究史」(『琉球王国評定所文書』第二卷 一九八九年、生田澄江「幕末におけるフランス艦隊の琉球来航と薩琉関係」『沖縄文化研究』一九号、一九九二年、パトリック・ベイヴェール「ヨーロッパの琉球認識」(『沖縄県史 各論編第四卷近世』沖縄県教育委員会、二〇〇五年。

(10) 西里喜行「清末中琉日関係史の研究」京都大学出版会、二〇〇五年

(11) たとえば、横山伊徳「日本の開国と琉球」(『新しい近世史② 国家と対外関係』新人物往来社、一九九六年)。

(12) ティネッコ・マルコ「修好条約に対する琉球国の対応」(『沖縄文化』第四六卷一号、二〇一二年)。

(13) 注(5) 豊見山前掲論文。

(14) 岡部敏和「米国ペリー艦隊の琉球来航と琉球「開国」問題——「琉米約条」をめぐる琉球王府・薩摩藩間交渉を中心に——」(『明治維新史研究』第九号、明治維新史学会、二〇一三年)。

(15) 『旧條約彙纂』第三卷(朝鮮・琉球)(外務省條約局、一九三四年)によると、正文は漢文と仏文があるも、漢文には名前が無く、提出された記録の写しには単に「約条」とあり、とある。

(16) 明清交替や三藩の乱といった中国での兵乱のために、尚貞は十一年かかっている(西里喜行「明清交替期の中琉日関係に関する一考察——尚賢・尚質・尚貞の冊封問題との周辺——」(『第八回 琉球・中国交渉史に関する

るシンポジウム論文集』二〇〇七年)。また尚敬の場合は、尚貞逝去後に尚益が世子となったが、請封を行う前に逝去しその服喪期間を経たために六年かかった(十一世 蔡温「蔡氏家譜抄」(『那覇市史』資料編第一巻六、家譜資料二(上)、那覇市企画部市史編集室、一九八〇年)三六七頁)。それ以降は尚育まで三〜四年のспанである。

(17) 仲原善忠文庫画像データベース「薩琉往復文書集 琉球館文書二」(<http://manwelib.u-ryukyuu.ac.jp/zenchu/db/details.php?id=2>) 八一右丁。なお『那覇市史』資料編第一巻の二、一九七〇年、九一〜九二頁には、「国王継目御礼使、来年江戸へ参府の役人費用のこと」(寛政七年・一七九五年)として同文が翻刻されている。

(18) ちなみに注(16) 前掲の『蔡氏家譜抄』によると、請封の際は古来より必ず進貢の年に行なうとある。

(19) 渡名喜明「資料紹介 田里筑登之親雲上 渡唐準備日記(一)」(『沖縄県教育委員会文化課紀要』第二号、一九八四年)。

(20) 渡名喜明「資料紹介 田里筑登之親雲上 渡唐準備日記(二)」(『沖縄県教育委員会文化課紀要』第二号、一九八五年)。なお□は渡名喜氏翻刻ママ、句読点と請封力のルビは筆者による。

(21) 注(3) 麻生前掲論文。

(22) 注(7) 西里前掲論文。

(23) 冊封準備の金銭政策が一八五〇年頃から行われていたことも(西里喜行「近世末期の内政問題と対外関係」『沖縄県史 各論編第四巻近世』、六四九頁。『球陽』原文編 卷二十一 一九二九(球陽研究会編 角川書

店、一九七四年、四九八頁)、これを裏づける結果と考えられる。

(24) 『旧記書類抜粹』(沖繩研究資料二七)『旧記書類抜粹・沖繩旧記書類字句註解書』法政大学沖繩文化研究所、二〇一〇年)七八頁によると、元服は、咸豊七(一八五七)年丁巳二月一三日とある。

(25) 西里喜行「咸豊・同治期(幕末維新期)の中琉日関係再考」(『東洋史研究』第六十四卷第四号、二〇〇五年)。

(26) 「十四 一 来午年封王使被遊御招請候御賦ニ而先達而及御伺御手当等被仰付事候処、当時唐兵乱盛ニ相成於御当地茂夷人等逗留美船茂繁々渡来付請封御願今暫ク御見合被仰付候方、僉議之事」(那覇市歴史博物館蔵『尚家文書』・四四四、十四僉議、〇三二右丁)、以下、同史料にかんしては、初出条目については条目タイトル、No、僉議条数、丁数を記し、再出の場合は、No、僉議条数、丁数のみを記す。

(27) 五四年の進貢使については、真栄平房昭「琉球の海外情報と東アジア—十九世紀の中国情勢をめぐって—」(『近世日本の海外情報』岩田書院、一九九七年)に詳しい。

(28) 注(7) 西里前掲論文。

(29) 四四四、十四僉議、〇三二右丁—〇三二左丁。

(30) 四四四、十四僉議、〇三四右—〇三四左丁。

(31) 菊池秀明『ラストエンペラーと近代中国』中国の歴史一〇(講談社、二〇〇五年)三六・三七頁。

(32) 里井洋一「解題『仏船来着并私人逗留付而之日記』」(『琉球王国評定所文書』第十一卷)。

(33) 注(9) バトリック前掲書、五九〇頁。またフランス船の来琉に関しては、注(9) 島尻前掲論文に詳しい。

(34) 注(10) 西里前掲書、一〇八一—一〇八二頁。なお琉球側と大総兵セシユ提督との詳しいやりとりは、岡部敏和「大総兵船」の琉球来航と琉球王府の対応—清国への請願を中心に—(『日本歴史』第七四七号(二〇一〇年八月号) 吉川弘文館、二〇一〇年)を参照。

(35) 「案書」(道光二十四年)、『琉球王国評定所文書』第一卷、四二二—四二三頁。

(36) 注(10) 西里前掲書、一二六頁。なお、すでにこの時、数カ月後に大総兵が来琉した場合のような騷擾が起るかわからないという不安を露呈した密咨が王府から中国側に届いていた(『籌辦夷務始末』卷之七十三 三十四—三十五葉(『籌辦夷務始末』(二) 道光朝、(台湾) 国風出版社、一九六三年 一五三二—一五三三頁)。こうすることで、特に現時点で救援は要請しないが、フランスの予告どおり大総兵が来琉した際には救援要請を行わねばならなくなることを中国側にほめかしたのである。

(37) 注(34) 岡部前掲論文。なおこの時点ですでに、薩摩に対しては、大総兵来琉時には中国に使者を派遣し中国を頼らねばならぬだろうということを行っている(注35)「案書」四二三頁。

(38) 注(34) 岡部前掲論文。岡部氏によると、平田は、英仏が琉球に「和好・貿易」を要求するのは中国との条約違反に当たるとしたうえで、条約を盾にした英仏との広東での交渉を中国に期待としている。

(39) 『歴代寶案』台湾大学本 第一五冊(国立台湾大学、一九七二年) 八七五〇—八七五三頁。

(40) 注(10) 西里前掲書一四八頁。

(41) 注(10) 西里前掲書一三五—一三六頁。

(42) 「案書 異国一件御内分」(『琉球王国評定所文書』第四卷、一二二頁) などからは、中国の力によりフランス人退去が実現したために、イギリス人(ベッテルハイム)退去も近々実現するだろうという琉球側の期待感が読み取れる。現にル・テウルデュの退去以後はベッテルハイムの退去を願ひ、中国に「報告」がなされた。中国側でも幾度もイギリスと交渉したが、ベッテルハイムの退去はついに実現しなかったのである。

(43) 幕府や薩摩が琉球の逗留異国人問題についていつ頃から中国を頼るべきとしたのかは判然としないが、(2) 東恩納前掲書、二五八頁には、一八五〇年に幕府から薩摩へ、琉球に逗留中の異国人を退去させるため、琉球に中国へ嘆願させるよう指揮するように命じている史料が引用されており、また、一八五一年に薩摩藩主となる島津斉彬でさえも異国人退去はこれ以外に方法がないとしていることから(岡部敏和「異国船の琉球来航問題と島津斉彬」(『中央史学』第三五号、二〇一二年)「辰年の異国一件」以後、「午年の方策」の頃ではないかと推測される。

(44) 田名真之「解題「仏船三艘来着付那覇ニ而之日記」」(『琉球王国評定所文書』第十一卷)。なお事実としては、今回来琉したフランス人達は正式な外交権限を有していなかった。それにより、結局のところ琉仏約条はフランス政府によって批准されることはなかった(注(8) フランシスク前掲書、一三八頁、一四七頁)。

(45) 四四四 十六僉議 ○四五右丁。

(46) 琉米約条締結以前、琉球に貯炭庫の建設を意図していたペリーは、以下のような構想を語っている。「現地の労働者を使用して、琉球の様式で建物を建てたい。あるいは琉球政府が望むなら、この建物を市長の監督下

に、政府の費用で建設してもよい。』『ペリー艦隊日本遠征記』VOL. I (栄光教育文化研究所、一九九七年) 二七五頁。こうした認識から、琉球に建物を建てる場合は琉球側に依拠して建設しようとするアメリカ側の意思が読み取れる。

(47) 注(5) 豊見山前掲論文。

(48) 「合衆国計書付呉候様申達候処、外国船汐懸之節水・薪当所望相達、且難破船之砌取方等之儀者国役之事候付、ヶ条右通書付置候而も何そ差障間敷」(「巫人成行御国許江御届之扣」(『琉球王国評定所文書』第七卷、五九五頁)。また薩摩は当初、琉米約条の交易についての条項に懸念を示し条項の改変を琉球に求めたが、琉球の説明により内実を理解したため、早い段階で琉米約条の条項内容について吟味が済んでいた(注(14)岡部前掲論文)。

(49) 「仏朗西人ヨリ商売方和好向且通事二人相残候儀其外申出候条々ノ大意」(『琉球王国評定所文書』第十八巻、五四頁)。

(50) 「客問テ曰、西洋人久シク留ルノ計ヲナシ、彼ノ方ヨリ那覇等ノ地ニ館舎ヲ造ラントスルトキ、琉球ヨリコレヲ禁止ストモ聴カサル時ハ如何、対テ曰、琉球人ヲシテ先ツ禁止セシメテモ、西洋人必定ノ勢有テ聴サルトキハ、琉球ヨリ彼カ為ニ館舎ヲ造リ与ヘテ、西洋ヨリノ手ニテ作ラサルヤウニスヘキ也」(『琉球秘策』(『琉球秘策』の原文については、黒田安雄「『琉球秘策』について」(愛知学院大学)『文学部紀要』第十三号、一九八三年に依拠した。なお『琉球秘策』そのものを琉球側が直接受容したかどうかはわからないが、琉球と異国人

との交渉の際などに『琉球秘策』と一致する内容を琉球側が語っていることから、『琉球秘策』の内容が琉球側にも一定程度理解、受容されていたと考えられる。

- (51) 王府は琉仏約条の調印がなされる以前から、第二条の条項に対し条文の一部変更をフランス側に交渉し、何かの項目を変更することに成功した（たとえば、『史料稿本』（『那覇市史』資料篇第二卷中四 那覇市役所一九七一年、五九頁）。中には冊封使渡来を理由に制限に成功した項目もあつたが（前掲注（44）一五五—一五六頁、一六六頁）、結果的に根本的解決には至らなかつた。

- (52) 四四四 十六僉議 ○四六左—〇四七右丁。

- (53) 御当地之儀、天朝之藩国ニ而国々大事者いつれ唐御差図之上取行不申候而不叶、其内相伝呉候様文書を以為被仰入事茂有之候付而者、弥以別段御使者被御遣仏人江御来論相成候ハ、おのつから中国江罷置候西洋人江茂相聞へ以後此節舂押々之挙動者有之間敷与存当申候間（四四四 十六僉議 ○四八丁）。

- (54) 唐兵乱御世話央二者候得共、小国之御分力を以異国江致交通候而者何れ難立行、此涯不及是非等御威光を御頼御願立之御事ニ而、不凶御使者被差渡候逆何そ御不都合筋二者御取交有御座間敷哉（四四四 十六僉議 ○五二丁）。

- (55) 十七「一 封王使御申請之儀午年之御内定候処、到去年者唐兵乱盛ニ相成、御当地茂夷人逗留夷船茂繁々渡来、旁付暫御見合被仰付置候処、来申年御取究午年請封御願被仰上可宜段僉議之事」（四四四 十七僉議 ○八七右—〇八七左丁）。

- (56) 四四五 十七僉議 ○〇五丁。
- (57) 四四四 十七僉議 ○九一―〇九二丁。
- (58) 四四四 十七僉議 ○九四丁。
- (59) 四四四 十七僉議 ○八八左丁。
- (60) 「案書」(『琉球王国評定所文書』第十七卷、二二〇―二二一頁)。
- (61) 「従大和下状」(『琉球王国評定所文書』第十四卷、二六四頁)。
- (62) 『斉彬公史料』第四卷(『鹿児島県史料』、鹿児島県歴史資料センター黎明館、一九八六年)七五三頁。
- (63) 彼は他にも、フランス人を仲介として英米仏に留學生の派遣などを画策。それを一八五七年に密命として琉球に通達(『島津斉彬言行録』巻之二、岩波書店、一九四四年、八四―一四四頁)。薩摩藩主たちのこうした命令に対し琉球中枢は、種々の苦情を言い立てるが(『島津斉彬言行録』八四―八五頁)、それを押し切るかたちで計画が進行する(注(2) 東恩納前掲書、二八八―二八九頁)。
- (64) 十八「一 此節異国一件付唐江王舅御使者之儀、江戸より里太守様御返詞御出来無之内被御遣候而者御不都合可相成段有之候付、何連御返詞御承知之上被御遣候方、吟味之事」(四四五 十八僉議 ○〇九―〇三五丁)。なおこの案件に池城親方や座喜味親方の名前が散見することから、一八五八年四月のいわゆる座喜味親方失脚にもこの案件が関係していると考えられる。
- (65) 中国への救援の文書は、一八五七(咸豊七)年正月に清廷に到達。報告の内容も、借地・借家についての取

り決めをフランス側が武力で押し切り、自由に土地を選んで住み、長く琉球に留まれるような戦略をなしたとしてフランスと借地・借家が結びつけられて語られた（『籌辨夷務始末』卷之十五、二―四葉（『籌辨夷務始末』（三）威豊朝、二七五―二七六頁））。